

建設現場における遠隔臨場の令和3年度の試行方針

1. 目的

建設現場における遠隔臨場については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」（令和3年7月7日、事管第107号）により、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（以下、試行要領案）および建設現場における監督・検査の試行要領（案）（以下、監督・検査要領案）を定めたところである。

そのため、試行実施にあたっては、試行要領案及び監督・検査要領案によることを基本とするが、より効果的に試行に取り組むとともに、課題抽出等を実施するため、令和3年度における具体的な実施方針をとりまとめた。

2. 対象工事

原則として、宮城県土木部が所管する全ての土木工事を対象とする。

また、下記に該当する場合は監督職員との協議により対象外にできるものとする。

- ・建設現場における遠隔臨場に必要な通信環境が確保できない場合
- ・その他、建設現場における遠隔臨場を利用することが不適当と認められる場合

3. 試行の実施

試行を実施するにあたっては、基本的には試行要領案、監督検査要領案によるものとするが、令和3年度の試行における実施方法を以下の（1）から（4）のとおり定める。

（1）試行方法

①新規発注工事

試行を実施するにあたり、発注時に特記仕様書に記載し、受発注者協議により定めることとする。

②現在施工中の工事

受発注者協議により定めることとする。

（2）動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様の運用

撮影については、試行要領案によるものとする。

（3）スマートフォン向けのTV会議やWeb会議システム等に関する仕様の運用

配信については、試行要領案によるものとする。

（4）費用の負担

遠隔臨場に必要な機器・通信費は標準積算基準の率計上に含まれる。

4. フォローアップ調査

令和3年度に本試行を実施した工事の受発注者を対象にフォローアップ調査を実施するため、積極的に協力すること。なお、調査内容等については、改めて依頼するものとする。